

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文  
○家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費者庁長官との協議）</p> <p>第一条 都道府県知事又は市長は、家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）<u>第四条</u>第五項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならぬ。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならぬ。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（消費者庁長官に対する都道府県知事又は市長の報告）</p> <p>第二条 都道府県知事又は市長は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号。以下「法」という。）<u>第四条</u>第一項の規定に基づく指示をしたときは、令<u>第四条</u>第六項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならぬ。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>第三条 都道府県知事又は市長は、<u>法</u>第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収を行ったときは、令<u>第四条</u>第六項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならぬ。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならぬ。</p>	<p>（消費者庁長官との協議）</p> <p>第一条 都道府県知事は、家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）<u>第四条</u>第三項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならぬ。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（消費者庁長官に対する都道府県知事の報告）</p> <p>第二条 都道府県知事は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号。以下「法」という。）<u>第四条</u>第一項の規定に基づく指示をしたときは、令<u>第四条</u>第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>第三条 都道府県知事は、<u>法</u>第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収を行ったときは、令<u>第四条</u>第四項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならぬ。</p>

一〇五 (略)

第四条 都道府県知事又は市長は、その職員に、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査をさせた場合は、令第四条第六項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、その職員に、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、様式第二による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

一〇五 (略)

第四条 都道府県知事は、その職員に、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査をさせた場合は、令第四条第四項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、その職員に、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、様式第二による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。